

令和元年度名古屋市教育委員会第56号議案

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

教育委員会会議を円滑に進行できるように、請願に関する規定の整備を行います。

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会会議規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「者は」の次に「、特に必要があると認められる場合には」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会会議規則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>(請願)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の規定により請願をした者は、<u>特に必要があると認められる場合には</u>、教育長が定める時間内において事情を述べることができる。</p>	<p>(請願)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の規定により請願をした者は、教育長が定める時間内において事情を述べることができる。</p>